

令和6年1月吉日

関係機関 各位

岐阜県信用保証協会

## 保証制度の改正等について

日頃から当協会の業務運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和6年1月25日より、以下の保証制度が改正されましたので案内いたします。

### 1. 伴走支援型特別保証

#### (1) 申込人資格要件の改正

- ・申込人資格要件に災害関係特例（令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る。）が追加されました。
- ・上記対象者は、罹災証明書（令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る）が必要となります。

#### (2) 経営行動計画書の策定猶予

石川県内の令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域に所在し、直接被害を受けた中小企業者について、保証申込時においては経営行動計画書中1. 事業者名等（【情報提供の同意】及び【確認状況記載欄】を含む。）以外の項目については可能な範囲で記載した経営行動計画書を提出することをもって制度要綱に定める経営行動計画書の提出があったものと見做されます。ただし、本制度による信用保証付き融資を受けた後に改めて全ての項目を記載した経営行動計画書を提出することが必要となります。

なお、この取扱いに際しては、保証申込時に、申込金融機関は信用保証協会に対して、全ての項目を記載した経営行動計画書を後日提出する旨を記載した書面（様式は問わない。）を差し入れることが必要です。

### 2. 災害関係保証

#### ①借換の取扱い

指定災害による影響が長引いており、引き続き事業再建の途上にあると認められる者が行う、災害関係保証での既存の災害関係保証（それぞれ同一の指定災害に係るものに限る。）の借換えについて、当該借換が指定災害による影響に対応するものである場合は、事業再建資金として災害関係保証により取扱うこととして差し支えないものとされました。

## ②罹災証明書の取扱い

一部の自治体については、被災の事実を証明できない証明書（例：被災届出証明書（※））しか発行していない自治体があることを踏まえ、当該自治体に所在する中小企業者による災害関係保証の利用にあたっては、自治体が発行する被災の届出があったことを証明する「被災届出証明書」などに加えて、原則、金融機関による被災の事実を確認する写真等の添付により災害関係特例の利用を可能とすることとなりました。

※被災届出証明書：自然災害の被災状況を自治体に届出たことを証明するものです（罹災証明書とは異なり、被害の程度を証明するものではありません）。

### 【保証限度額について】

従来どおり、保証限度額につきましては、伴走支援型特別保証、伴走支援型借換資金、新型コロナ経営改善資金をあわせて1中小企業あたり1億円となります。他協会における伴走支援型特別保証の利用、また、伴走支援型特別保証に準拠した自治体制度の利用がある場合、それらも合算して計算することとなります。

通知に関するお問い合わせ  
岐阜県信用保証協会  
企画部企画課  
TEL 058-276-6314